令和3年度第1回豊田市廃棄物処理施設等審査会 会議録

1 開催日時

令和3年7月8日(木) 午後1時30分から 豊田市役所環境センター3階 環境部会議室

2 出席及び欠席した委員の氏名

会場出席:佐野泰之(会長)、市橋克哉、中井健太郎

Web 出席:井上隆信(副会長)、東海林孝幸

欠席:なし

3 出席した職員の職名及び氏名

廃棄物対策課長 近藤理史、同課 審査・PCB 対策担当長 白木房子、 同課主事 大津優人

4 説明又は意見陳述のために出席した関係者の職名及び氏名

(株)相建 代表取締役 荒賀剛志、コスモ設計 塚本隆敏 (以上、現場のみ出席)

5 会議に付した案件

㈱相建の産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要について

6 議事の概要

以下のとおり

7 その他

傍聴人2名

議事の概要

【事務局】

- ・全ての委員が出席しているので、廃棄物処理施設等審査会設置運営要綱(以下「運営要綱」という。)第6条第2項の規定により、本日の審査会は有効に成立している。
- ・委員の互選により、会長の選任をお願いする。

互選により佐野委員が会長に選任され、佐野会長の指名によって井上委員が 副会長に選任 –

【佐野会長】

- ・本日は、㈱相建から提出された安定型最終処分場の変更許可申請について、1回 目の審議となる。議題についての説明を事務局にお願いする。
- 事務局の説明 -

【佐野会長】

・説明について、意見や質問などがあればお願いする。

【市橋委員】

- 質問は2点ある。
- ・1 点目は、㈱相建の産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要 2 ページにあるとおり、砂防法と森林法について愛知県に申請中ということですが、豊田市が関係している廃棄物処理法の手続きと愛知県が関係している砂防法と森林法の手続きについて、同時並行で申請が進んでいるという認識で問題ないか。
- ・砂防法と森林法についての判断が出ていない段階であり、拒否処分が出るか可能性がある。審査会の手続き自体は、砂防法、森林法、廃棄物処理法3つ同時に手続きを進めて、3つ全ての許可が下りる見込みで審査会を進めているのか。

【事務局】

- ・同時並行で申請しているという認識で間違いない。
- ・もともとの審査会の手続きというのは、中核市になった際に豊田市に移ってきた ものであり、豊田市に移ってから法改正で審査会が始まったという経緯である。 愛知県の状況と豊田市の状況が 100%同じかというと、必ずしもそうでない可能 性は考えられる。
- ・当然、愛知県と豊田市で許可権者が違うため、豊田市の方で生活環境保全上支障がないと判断をしても、愛知県の方では拒否されるという可能性もゼロではない。

【市橋委員】

・当然、愛知県で砂防法、森林法の手続きが同時に進んでいるかと思うが、全て許可権者は知事か。知事であれば、砂防法、森林法の手続きはどういった順番でやっているのか。同時並行で行っているのか。

【事務局】

・こちらの件については、特段調べていないため、確認をしておく。

【市橋委員】

- ・2点目の質問は、別紙1のことについて。
- ・別紙 1 にある黄色部分のうち南西が増加する部分であるが、今回の変更許可申請 において審査する部分は、既存の埋立区域も含めた全体の部分なのか、今回拡張 した部分のみなのか。

【事務局】

・全体の部分を審査して今後影響がどうなるかを判断していく。

【市橋委員】

・既存の埋立区域に対しての処分は、前回からリセット(法効果はなくなっている。)されているという認識でよいか。

【事務局】

・リセットというよりは、今回の申請内容が全体として支障があるかどうかと視点 で評価していただきたい。

【市橋委員】

- ・もちろん、その点については承知しているが、結論としては、今回の審査の対象 になるのは、別紙 1 の黄色部分(全体の埋立区域)ということで理解した。
- ・今回の変更許可申請が不許可となった場合、全体が不許可になるということが論 理的にありうるということか。前の処分の法効果が問題になることがあるため、 お聞きさせていただく。

【事務局】

- ・生活環境上の支障がある場合には変更許可申請を不許可とし、当初の許可については行政処分が必要かどうかについて判断をしていくこととなる。
- ・法効果については、勉強させていただく。

【井上委員】

・資料 1 の産業廃棄物処理施設の変更に伴う生活環境影響調査の概要にある表 7 の 浸出水の分析結果について、BOD の基準値は 20 mg/L に対して、5 月が 18 mg/L、 6 月が 19 mg/L と高い数値が出ている。この理由をお聞きしたい。

【事務局】

- ・許可品目以外の廃棄物を埋め立てた場合がもしあるとするなら、BOD の値は急 上昇することが考えられ、また、継続的に高い数値が出ると考えられる。
- ・埋め立てた廃棄物だけでなく、覆土に関しても BOD に影響を与えていると考えられる。覆土に関しては、外部から搬入されるものであり、 また、採掘の場所は1カ所ではないため、採掘場所によって有機物が多く含まれる覆土が搬入された場合に、BOD の値に影響を及ぼしているのではないかと相建から聞いている。
- ・万が一、BOD の値が 20 mg/L を超えるようなことがあった場合は、市としても 対応を考えていく必要がある。
- ・定期立入の際にも有機物系のものが入っていることは確認していないため、埋め 立てた廃棄物が影響を及ぼしているとは考えていない。

【井上委員】

- ・覆土に有機物系が含まれることは理解できるが、それによって BOD の値がここまで高くなることは考えにくいように思える。埋め立てられる廃棄物に有機物が付着又は混入している可能性も考えられ、それらは偏在していると思われるため浸出水がどこを通るかによって、数値に影響を与えていると考えることもできる。
- ・豊田市として、廃棄物に有機物が混入していないことなど、今後 BOD の値が基準値以下になるよう継続して確認していただければと思う。

【東海林委員】

・資料 1 の P3(1) 大気質の測定地点について、「令和元年 6 月における最多風向が概ね北寄りであることと直近の民家までの距離、搬入経路付近であること、現地設置条件(電源位置)等を勘案して、計画地南側とした」とあるが、直近の民家の位置は、生活環境影響調査報告書の P39 の図 4-3 のどの位置を指しているか。

【事務局】

・P39 の図 4-3 の右上の部分になるが、別紙 2 を見ていただくと分かりやすい。北東の方向になる。

【東海林委員】

・最多風向が概ね北よりであるというデータはどのデータを使用しているのか。ア メダスのデータか。

【事務局】

・一般局の大気測定局のデータを使用している。

【東海林委員】

・民家の近くではなく、電源が近いところということか。設置根拠が不明である。

【事務局】

- ・おっしゃるとおり。埋立処分場であるため、電源が取れるところがそもそもない。
- ・北東の民家だと離れていて、一山超える立地関係になっているため、こちらの場 所で測定をしたと聞いている。

【東海林委員】

・生活環境影響調査報告書の P14 の図 2-2 で用途地域図の見方について、計画地 が黄色になっているため、「第 1 種住居地域 | ということか。

【事務局】

・いいえ、ただ黄色に塗っているだけで、ここは市街化調整区域である。

【東海林会長】

・そうすると、誤解を招くような図だと思う。

【事務局】

・おっしゃるとおり、誤解を招くような図になっている。図の左上の水色部分については用途地域の色を使っているが、計画地の色の使い方は確かに悪い。

【東海林委員】

・生活環境影響調査報告書の P34(2)の既存資料調査のところについて、「平成 27年度の大気汚染常時監視結果の結果を表 4-2、表 4-3及び」と記載があるが、平成 27年度という表記は正しいか。

【事務局】

・最新のデータを活用していると考えられるため、おそらく平成 27 年度という表記 は誤っている。3 年前に拡張した際のデータを加工して作成していると思われる ため、誤記載である可能性が高い。

【東海林委員】

・生活環境影響調査報告書の P38 の表 4-6 や表 4-7 に記載がある測定日について、6月のこの時期を選んだ理由はあるか。

【事務局】

・拡張を考えた時期がこの時期であり、この時期に測定をした理由は特に聞いてい ない。

【東海林委員】

・生活環境影響調査報告書のP49の表4-12に豊田市の最大風速観測状況について、 令和元年の6月に5m/分を超えた日数は2日とあるが、6月15日以外、5mを超 えた日はないため、1日の間違いではないか。

【事務局】

・おっしゃるとおり。

【東海林委員】

- ・粉じんが舞い上がる風速は 5mぐらいあると粉じんが舞いやすいという記載があったかと思うが、測定時期としては、5mを超えている日数が多い、3月か4月ぐらいが一番適正だと考える。今回の測定時期である6月下旬だと梅雨の時期となるため、当然雨が降れば粉じんが舞い上がりづらい状況であるので、できれば3月か4月ぐらいの時期に測られたほうがよいのではないか。
- ・生活環境影響調査報告書の P47 の表 4-9 の下の文章に「(出典:公害防止の技術と法規・大気質編)」と記載がある。同じ本を持っているため、確認をしてみたが、どうしても①の文章の記述が見つけられなかったため、どこに記載があるかを教えていただきたい。

【事務局】

・記述場所について事業者に確認をしておく。

【佐野会長】

・以上、委員から出た意見は事務局でまとめ、事業者に渡し、次回の審査会で、事業者の報告内容と意見に対する考え方を事務局から報告するようお願いする。議事録の作成も事務局で行うようお願いする。議事録案を委員の皆さまに確認いただき、修正した後、委員長の一任によって、事務局が HP にて公開する形でよろしいか。

【市橋委員】

・事務局から愛知県の方にも確認をお願いする。

【佐野会長】

・それでは、愛知県への確認についても事務局の方でお願いする。事務局からその 他の報告事項はあるか。

【事務局】

- ・次回の審査会については、9月頃を予定している。日程については、後日調整する。日程が決まったら、開催通知を委員の皆さまに送付する。
- 傍聴人退席 -
- 現地に移動 -

【関係者】

- ・受入検査では、違う品目が入っていた場合は、帰らせている。
- ・告知の段階でお客様に厳しいことをお伝えしているため、帰らせることは滅多に ない。

【中井委員】

・埋立が終了している部分の生えている植物については、植生をしているのか。

【関係者】

- ・天場は植生しているが、法面は植生していない。この処分場が完了した時には種子の吹き付けをする予定。
- ・覆土用の残土に種子が入っているため、梅雨時は植物の成長が早い。

【事務局】

- ・現場にある青いラインまでが廃棄物、赤いラインまでが覆土をするという目印を つけてもらっている。
- ・石綿廃棄物は埋立区域を明確にすることとなっているため、区域を分けて埋立を 行っている。

【関係者】

・実際には、石綿含有廃棄物は即日、覆土を行っているため、実際には覆土のほう が多い状況である。

【中井委員】

・小段の U 字溝による地表水排除施設は設置されているが、埋立て内部からの排水 処理施設は設置されていない。堤内の排水性が十分に確保されているか、局所的 修水箇所はないか、あるいはなり得る場所はないか、現況や今後、埋立てが進捗 した時の見込みを教えていただきたい。

【関係者】

- ・最終的に、廃止届を提出する前にU字溝を設置する。
- ・埋立て内部からの排水設備はない。展場の方は素掘りの側溝があるが、ほとんどの雨水が浸透していくような状況。
- ・廃棄物のほとんどが土ではなく細かいがれき類であるため、浸透性は良いと思われる。
- ・10 年やっているが、豪雨になっても法面が崩れたことはない。水道ができること はある。
- ・廃プラスチック類を単体で受け入れることはなく、がれき類に付着してくる廃プラスチック類があり、廃棄物のほとんどが固く締まるがれき類が多い。ガラスくず等もがれき類と、ものとしては同じであるため、受入れ品目はおおよそ 1 品目というような状況であり、廃棄物のばらつきはない。
- ・拡張部分については、まだ手付かずの状況だが、許可が下りたら、埋めていくよ うな形を取っていく。

【中井委員】

伐採についてはどうか。

【関係者】

・森林法の許可が下りるまで伐採をしてはいけないとのことであるため、許可が下りてから伐採作業に取り掛かる予定。

【事務局】

・埋立部分が高くなるため、住宅地から見えるような状況になると思うが。

【関係者】

・今の時期は木が生い茂っているため、155号線から若干見えるぐらいの状況で

あるが、冬の時期になると見えるような状況になる。前回の審査会で景観について指摘があったため、その時に桜の木を 25 本程度植えている。しかし、3 年経過しているが、なかなか育たないのが現状。

【佐野会長】

・作業を実際にやっていて付近の住民から騒音の苦情はないか。

【関係者】

- ・苦情を言われたことはない。昨年の 10 月の住民説明会の中で、騒音よりも粉じんのことを言われた。そのため、廃棄物を展開する前にも散水をしているが、展開する際にも散水できるようにエンジン式のポンプを入れた。
- ・また、それと同時に 2 月に粉じんのことで心配されていた住民の方に対しての見学会を実施し、実際に見ていただいたところ、想像と違ったようで、住民の方から安心したという評価をいただいた。
- ・散水をして対策を講じているが、お客様に対して、粉じんが立たないよう、なるべく細かく砕かないような状態で搬入するようお願いしている。法律上はもちろん問題ないが、住民の方ありきであるため、そちらの対応を優先している。

【事務局】

・調整池も作る予定ということでよかったか。

【関係者】

- ・作る予定。拡張をしながら、調整池も作っていく。すでにある調整池は大矢開発 から引き受けたものである。今回新たに作る調整池は、自然排水の観点で考える と、排水処理をするのに必要になってくる。
- ・弊社が引き取っているようながれき類等は過積載の問題で遠方に運ぶことは困難であるため、廃棄物の搬出先がひっ迫しているのが現状である。そのため弊社としても拡張できる範囲で今後もやっていきたいと考えている。

一 追加の意見等 一

【井上委員】

・生活環境影響調査報告書の p84 表 4-43 について、今回の評価とは関係ないのですが、浸出水の検査項目かあります。これらの基準値を超過したものがないか確認できるように、今までの測定結果の報告をお願いします。

- ・生活環境影響調査報告書の p.89 表 4-47 について、BOD の測定結果が 0.8~19までに広範囲になっています。BOD が 7程度を超える場合には希釈して測定する必要があると思います。一方希釈倍率が大きいと測定値に大きな誤差が含まれます。どのような希釈倍率で測定されたのか、確認してください。また、BOD値が高い場合に、保存試料水を用いて希釈をして測定した場合、5日以降後の再測定になるため、BOD値が小さくなる可能性もあります。採水した試料水を希釈なしから何段階かの希釈で同時に測定してるのであれば、その倍率をどのように設定したかについても参考までに確認してください。
- ・生活環境影響調査報告書の P.93 の水質の項目の 19.0mg/L の表現がありますが、 p.89 の表-4-47 では 19mg/L です。19 と 19.0 は意味合いが異なり、19 の場合 は、18.5 以上 19.4 未満になります。19.0 で正しいのでしょうか。p.93 の記述を 19mg/L とするか、表 4-47 を 2 桁表示ではなく、小数点以下一桁表示に変更するかのどちらかの対応をお願いします。

【中井委員】

- ・豪雨時及び豪雨後の(地滑り等に対する)安全点検の指針はあるか。
- ・地滑りに対する安定性評価や地滑り対策の必要性の有無についてはどうなっているか。

【東海林委員】

- ・生活環境影響調査報告書の P.34 で「ですます」「である」が混在していますので 統一してください。
- ・生活環境影響調査報告書の P.47①現地調査結果について、大気安定度階級 C と記述されていますが、おそらくパスキルの安定度階級分類表をもとにしていると思われます。その表を追加したほうが分かりやすくなりますのでご対応をお願いします。
- ・生活環境影響調査報告書の報告書の P.48 の下から 14 行目、「・・、年間を通じて 3% (10 日)・・であるといえる」について、上記は表 4-12 に基づいての文章と 思われますが R1 単年のみのデータではなく、可能であれば過去 5 年分程度のデータより粉じん発生風速の起こる年間日数の平均値を使用する方がよいと思われます(単年だと「たまたま」そうだったのではないかと解釈される可能性があります)。
- ・生活環境影響調査報告書の報告書の P.48 の下から 8 行目~9 行目、「豊田市内における・・・継続しており」について、本文章と 3. で述べられている部分との

関連性が不明瞭ですので補足を追記するか、関連性がなければ削除しても問題ないと思われます。